

## 連帶の金字塔、ハマキヨウレックスの労契法20条裁判闘争(1)

10月号からは、四つ目の最後のテーマ、長澤運輸とハマキヨウレックスの「労契法20条裁判闘争」の社会的インパクトを中心に、三回に分けて連載します。ご期待ください。

なお、このテーマをもって「要宏輝のコラム」の連載は終わりといたします（機関紙部）



仕事が同じであれば同じ賃金という「同一価値労働同一賃金」原則（仕事給）が世界基準でありますながら、日本は長期雇用ルールのもと、属人給の年功給・職能給だ。

格差社会が深刻化するなかで、世間に先駆けて、連帯の上部組織である連帯（全日本建設運輸連帯労働組合）の長澤運輸（本社横浜市）、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

周知のように、経済のグローバル化に伴い、日本の長期雇用慣行が崩れ、様々な非正規雇用が生まれてきたが、新しい判例法理の形成はほとんどなく、裁判所は80年代くらいまでに形成された法理論・判例法理（その集大成が労働契約法）を当てはめ、応用して今日まで摸索を続けてきたのが実態だ。

しかし、改正労契法（2）によれば、原告は現役の有期雇用の契約社員が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

日本建設運輸連帯労働組合の長澤運輸（本社横浜市）、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

仕事が同じであれば同じ賃金といふ「同一価値労働同一賃金」原則（仕事給）が世界基準でありますながら、日本は長期雇用ルールのもと、属人給の年功給・職能給だ。

格差社会が深刻化するなかで、世間に先駆けて、連帯の上部組織である連帯（全日本建設運輸連帯労働組合）の長澤運輸（本社横浜市）、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

日本建設運輸連帯労働組合の長澤運輸（本社横浜市）、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

### 連帯労組の、二つの「労契法20条裁判」の衝撃

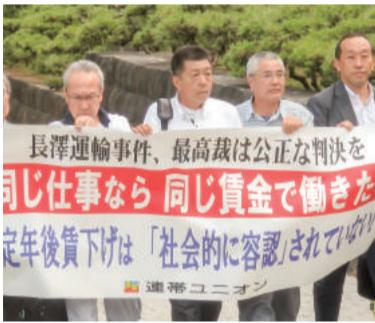
012年)にしても、第20条に見られるように「何をもって不合理とするか」が判然とせず、むしろ労使紛争の種をまき散らすことになると危惧されていた。……

2018年6月1日、長澤運輸とハマキヨウレックス事件の最高裁判決がだされ、労契法20条事件の判断の枠組みが初めて示された。両事件は最高裁では明暗を分けた。長澤運輸の地裁判決（基幹的賃金等の均等待遇）は認めた。補充的解釈の適用は認められなかったがすべてがゼロになつたわけではない。

原告はすでに均衡待遇されており（基本賃金部分は同一労働正社員の79%）との事実認定を根拠として、均等待遇が追けられている。つまり最高裁の判断は「均等待遇で十分に遇されている」ということだ。

その後、日本の労使関係のなかで新たな、大きな動きを生み出しだしている。本稿ではそれを紹介する。

連帯労組が先駆けて取り組んだ、二つの裁判闘争の意義は、均等・均衡待遇に向け、団交がやりやすくなり、決裂後の裁判闘争の道筋を与えてくれたことであります。「民は貧しきを憂（うれ）えず、等しからざるを憂（うれ）えず、等しからざるを抱せよ」と身内の者に言えるか！



周知のように、経済のグローバル化に伴い、日本の長期雇用慣行が崩れ、様々な非正規雇用が生まれてきたが、新しい判例法理の形成はほとんどなく、裁判所は80年代くらいまでに形成された法理論・判例法理（その集大成が労働契約法）を当てはめ、応用して今日まで摸索を続けてきたのが実態だ。

しかし、改正労契法（2）によれば、原告は現役の有期雇用の契約社員が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

日本建設運輸連帯労働組合の長澤運輸（本社横浜市）、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

## 要 宏輝の「コラム」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」(10)

周知のように、経済のグローバル化に伴い、日本の長期雇用慣行が崩れ、様々な非正規雇用が生まれてきたが、新しい判例法理の形成はほとんどなく、裁判所は80年代くらいまでに形成された法理論・判例法理（その集大成が労働契約法）を当てはめ、応用して今日まで摸索を続けてきたのが実態だ。

しかし、改正労契法（2）によれば、原告は現役の有期雇用の契約社員が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

おろした。

一方のハマキヨウレックス事件は、一審の大津地裁

判決で、主位的請求である正社員化要求は退けられ、通勤手当など六つの諸手当の請求について、通勤手当一つに労契法20条の適用が認められ、損害賠償一万円と遅延損害金を認める判決（原告・労働側の大敗訴）だつたが、高裁・最高裁は逆転勝訴、住宅手当を除く、通勤手当・給食手当・無事故手当・作業手当・皆勤手当の不支給を「不合理」と判断した。

連帯労組が先駆けて取り組んだ、二つの裁判闘争の意義は、均等・均衡待遇に向け、団交がやりやすくなり、決裂後の裁判闘争の道筋を与えてくれたことであります。「民は貧しきを憂（うれ）えず、等しからざるを憂（うれ）えず、等しからざるを抱せよ」と身内の者に言えるか！

周知のように、経済のグローバル化に伴い、日本の長期雇用慣行が崩れ、様々な非正規雇用が生まれてきたが、新しい判例法理の形成はほとんどなく、裁判所は80年代くらいまでに形成された法理論・判例法理（その集大成が労働契約法）を当てはめ、応用して今日まで摸索を続けてきたのが実態だ。

しかし、改正労契法（2）によれば、原告は現役の有期雇用の契約社員が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。



## 長澤運輸、ハマキヨウレックスの労契法20条裁判闘争(2)

今回は先月スタートした新しいテーマ、「長澤運輸とハマキヨウレックスの労契法20条裁判闘争」の2回目の掲載です。二つの闘争と裁判の勝利判決は社会的にどのような影響を与えることになったのかを学び、今後の闘いに活かしていこう(機関紙部)。



### 要 宏輝の「二つ」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」(11)

**意義その一・長澤運輸の判決の事実認定の中で、基幹的労働条件である賃金に**

#### A 60歳定年後の再雇用条件の見直し 即そく、均衡待遇

〔即、均等待遇〕の取り組み、〔即そく、均衡待遇〕の取り組み、〔即、定年延長〕の取り組み、〔即、新法の施行までに労使交渉で結論を出す」という

8年4月1日スタート」と絡めた早急(さつきゆう)な労使の動き。C・新法の施行までに労使交渉で結論を出す(時間かけて、すべての労働条件を点検し、就業規則・労働協約改定の取り組み)、この労使の動きは、新法「パート・有期雇用労働法」や「働き方改革関連法」の施行日(後述)までに労使交渉で結論を出すといふ取り組みだ。

筆者が関与したN労組(組合員約160人)、日本では珍しい定年後再雇用者も組合員資格維持のメインテナンス・オブ・メンバーシップ制)は、長澤運輸の東京地裁勝利判決(2017.2.5)の直後から団交を重ね、A. 60歳定年後再雇用条件の見直し)「均衡待遇」をいち早く勝ち取った(2017.2.6)。それは基本給・賞与のみの見直しに終わり、皆勤手当はじめ諸手当の見直しは手付かずのまま妥結した(別掲図表参照)。

均等待遇100%を取り入れなかった代替策として再雇用期間67歳延長に改訂させた。均等待遇の不足分を65歳からの2年間で取りもどす苦肉の策だ。

ハマキヨウレックス最高裁判決にそった諸手当の均等支給にむけての再交渉は現在進行形だ。特に「①無年金」の再雇用者の「同一」意義その一・長澤運輸の判決の事実認定の中で、基幹的労働条件である賃金に

つまり、定年延長しない限り、基本給・賞与の均等待遇を阻むカバーになつていることを留意されたい。均等待遇には年金改革、高齢者雇用対策等も絡んでくるので厄介だ。

現 行		改定後	
基準給	賞与	基準給	賞与
①無年金	60%	70%	80%
②年金支給時	54%	50%	60%

その法的効果は、「賃金・諸手当・労働時間・休日の基準などの基幹的労働条件のみならず、休暇、安全衛生の基準・労災の企業内上積保障・福利厚生給付の内容も当然含まれるし、解雇、配転、出向の基準・手続き、服務規律・懲戒の基準・手続き」(菅野労働法)P337などすべての労働条件に至る。

判決の言うように、それぞれの労働条件は裁判所によって「個別判断」される。

日本郵便は郵政ユニオンの提起した大阪地裁で敗訴(2018.2.21)し、非正規社員と同一労働の正社員約50000人の住宅手当(最大2万7千円)を廃止し

て「非正規に合わせる」といった仰天対応を行った。

法18条の「無期雇用みなし」がすでに18年4月1日にスタートしているので、「生涯無期雇用」の権利を持つた労働者の権利行使を回避す

た。ただ、Cのケースは、労契法18条の「無期雇用みなし」に鬱々たる労組の目的は、一体何なのか」と所属組合を求めていた。組合員のためには労契法20条と同じだ(前述)。

新聞)。

様々なアクションは、まずは長澤運輸事件の東京地裁勝利判決(2016.5)の衝撃から始まり、両事件の高裁判決後、そして最高裁判決後に起きた労使の動きは主にA・Cの三つだ。

ついては均衡待遇の判断の枠組みがほぼ確定した。定年後再雇用者の基本賃金は同一労働正社員の80%収で79%、丸子警報器判決..

前後が妥当水準か。長澤運輸のケース・賞与なしの年収は、総報酬月額(基本給・賞与・年金)が、②で「28万円」、③で「47万円」を超える。

筆者が関与したN労組(組合員約160人)、日本では珍しい定年後再雇用者も組合員資格維持のメインテナナンス・オブ・メンバーシップ制)は、長澤運輸の東京地裁勝利判決(2017.2.5)の直後から団交を重ね、A. 60歳定年後再雇用条件の見直し)「均衡待遇」をいち早く勝ち取った(2017.2.6)。それは基本給・賞与のみの見直しに終わり、皆勤手当はじめ諸手当の見直しは手付かずのまま妥結した(別掲図表参照)。

ハマキヨウレックス事件も正規と非正規雇用の格差を埋めることに大きな役割を果たす。同事件の最高裁判決の意義は諸手当の格差を解消にとどまらない。

報道では、定年延長の動きは「急」だ。段ボール大手のレンゴーは、定年後に年収を約4割下げていたが、正社員と嘱託社員(再雇用)との不合理な格差問題は一挙に解消する。

意義その二・ハマキヨウレックス事件の判決は五つまらず、その法的効果は賃金以外の諸労働条件に及ぶこと。

となると、個別労働条件ごとに個人からの訴訟を提起され、企業は裁判等に忙殺されることになる。これを回避する賢明な方策は「65歳以上の定年延長」だ。正社員と嘱託社員(再雇用)との不合理な格差問題は一挙に解消する。

とにかく、個別労働条件ごとに個々人からの訴訟を提起され、企業は裁判等に忙殺されることになる。これを回避する賢明な方策は「65歳以上の定年延長」だ。正社員と嘱託社員(再雇用)との不合理な格差問題は一挙に解消する。

理解を示して決まった(4.13朝日)。

まさに社会的糾弾もので、労働組合の労使自治ほど、醜悪で有害なものはない。この廃止ケースは、「一方的に定年延長の課題と抱きあわせて攻めている。

ただ、②報酬比例年金受給

#### B 65歳以上の定年延長即、全面的な均等待遇



#### C 新法の施行までに労使交渉で結論出す総合的な労働条件の検討・是正

新法等の施行日までに、労使交渉で格差是正の方策を見出す労使が大半だ。今年の秋闇方針で初めて取り組む単産も少なくない。

報道では、定年延長の動きは「急」だ。段ボール大手のレンゴーは、定年後に年収を約4割下げていたが、正社員と嘱託社員(再雇用)との不合理な格差問題は一挙に解消する。

意義その三・労働条件の不合理との評価を妨げる事実の主張立証は使用者である(役職手当の抑制や役職定年制導入などの措置も)。政府は、国家公務員の65歳定年の法改正の検討に入り、高齢者雇用安定法を改定年制導入などを措置も)。政府は、国家公務員の65歳定年の法改正の検討に入り、高齢者雇用安定法を改正し、現在の継続雇用義務化の年齢65歳を努力義務70歳に引き上げる方向だ。

17年の厚労省調査では、年齢65歳以上・17%、定年制廃止・2・6%、再雇用..

80%強というのが実態だ。なお、手当を廃止して均等化を図るといった、ウルトラCの悪しき「即、均等待遇」も見られた。

日本郵便は郵政ユニオンの提起した大阪地裁で敗訴(2018.2.21)し、非正規社員と同一労働の正社員約50000人の住宅手当(最大2万7千円)を廃止し

て「非正規に合わせる」といった仰天対応を行った。

法18条の「無期雇用みなし」がすでに18年4月1日にス

タートしているので、「生涯無期雇用」の権利を持つた労働者の権利行使を回避す

まっている(8・30「労働

## 連帶の金字塔、長澤運輸・ハマキヨウレックスの労契法20条裁判闘争(3)

10月から始まった第四のテーマ長澤運輸とハマキヨウレックスの[労契法20条裁判闘争]もいよいよ最終です。さらに、コラムの最終回である今回は、いかに団結が重要であり、それができにくい原因は何か、今後私たち組合員はどのような視点をもち闘うべきかが示されています（機関紙部）。



### 「関生型運動」考察と「労働運動要論」(12)

根源的な悪を問うて、「貧困（C.J.H.コール）」である。多くの人々は貧困であるがゆえに隸従（やまい）を余儀なくされているのでではなく、隸従しているがために貧困なのである」と述べていることは、現代も労働問題の本質をついている。

「イギリス労働運動史」のC.J.H.コールが、近代社会の根源的な悪を問うて、「貧困は症状であって、隸従が病（やまい）である。多くの人々は貧困であるがゆえに隸従を余儀なくされているのでなく、隸従しているがために貧困なのである」と述べていることは、現代も労働問題の本質をついている。

**組合問答 Q&A**

Q なんで、競争を抑制できへんのや。  
A 団結できへんから。

Q なぜ、団結できへんのや。  
A 職場や社会の問題をちゃんと捉えられんから、認識の共有化ができへん。だから、団結も連帯もできへんのや。

Q なんで、職場や社会の問題をちゃんと捉え、認識の共有化ができるのか。  
A 問題を解析する力を養う余裕、時間、体力があらへん。だから、団結できへん。

まず、正社員＝組合員の「隸従の病」。彼らは人事考課や成果主義などの労務管理制度によって、精神と肉体の隸従を強いられ、思想の貧困、想像力の劣化によって団結すらできないでいる。組合員でありながらその利益・権利を享受できない、組合員の「非組合員化」という実態は、「労働組合は惠まれた、大企業の正社員の集まり」（2003・9「連合評議委員会最終報告」といわれるほど恵まれたものではない。正社員はカンパニーユニオン化した組合から十分な保護を受けられず、解雇・配転・過労死や労働条件をめぐる受難を「個別紛争」として救済対象から排除されることも多い。

合員を守るべき義務を果さなかったこと（債務不履行）で、組合員が組合を訴える事件も起き始めている。

次いで、パートタイマーは有期雇用などの非正規労

働者はユニオンショップによって組合から排除され、諸々の労働条件・権利において差別されている。格差社会にあって、今や、非正規雇用という社会的身分によつて排除・差別されているのである。労働者の圧倒的多数が隸従と社会的排除のもとにいる。「隸従の病」が治らない、つまり隸従の鎖を断ち切れないのは労働者が団結できないからである。隸従と団結はメダルの裏表。

左図は、筆者が労働組合の学習会でよく使つていた「団結問答（Q&A）」である。

問題を解析する力を養う余裕、時間、体力もない労働者に比べると、労働組合

の組合員は問題認識を共有し合うことができる（はずだ）。

その有力なツールの一つが機関紙だ。関生支部の機

関紙のタイトルである「くさり」は「隸従の鎖を断ち切ること」を意味している

が、組合員によく読まれる職場や社会の問題をちゃんと

見ておらず、金言「嵐が若木を育てる」ように

関生が発展することを見守っています。

当然、連帯して闘うことでも誓つて。

（2018・9・18）

### おわりに…なぜ、団結できへんのや

と捉え、認識の共有化そして団結の強化・拡大につながっていると信じている（完）

（完）



要さんから、温かく力強い激励のお言葉をいただいています。私たち組合員のために、「くさり」に素晴らしいコラムを執筆してください本当にありがとうございました。

労働運動の必要性を再確認させてくださった要さんに心より感謝申し上げます。